

大牟田市被災がけ地等復旧補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨による気象災害（以下「災害」という。）により、被災した
がけ地の復旧等を図り、市民生活の安定に資することを目的とし、予算の範囲内にお
いて、被災したがけ地の復旧工事を行う者に対し、大牟田市被災がけ地等復旧補助金
（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 宅地 災害発生時に使用していた居住の用に供する住宅の敷地をいう。
- (2) 被災宅地等 宅地に隣接するがけ地が崩壊した宅地又は隣接する土地をいう。
- (3) がけ地 こう配が30度を超え、かつ垂直の高さが3メートルを超える傾斜地
（切土、盛土及び擁壁の設置により、人工的に形成された傾斜地を含む。）をい
う。
- (4) 崩壊がけ地 がけ地で、災害により崩壊したがけ地部分をいう。
- (5) 公共施設 災害発生時に本市が管理し機能を有する道路、河川その他の公共の
用に供する施設をいう。

(補助対象災害)

第3条 補助の対象となる災害は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関す
る法律（昭和37年法律第150号）による激甚^{じん}災害の指定を受けた災害（以下「補
助対象災害」という。）とする。

(補助対象がけ地)

第4条 補助の対象となる崩壊がけ地（附属する工作物を含む。以下「補助対象がけ地」
という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内において、補助対象災害により崩壊したがけ地で、崩壊がけ地の垂直の高
さが3メートルを超えるものをいう。
- (2) 崩壊がけ地の下端両側を結んだ線の水平面上の垂線から、外側に30度の角度
で直線を伸ばし、崩壊がけ地の下端から水平距離で崩壊がけ地の高さの2倍まで
の距離で囲んだ範囲に、補助対象災害の発生時に使用していた居住の用に供する
住宅又は公共施設があるものをいう。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象がけ地の所有者若しくは共有者の代表者（次条第1項に規定する共有者の代表者（同条第2項において共有者の代表者とみなされる者を含む。）をいう。）、又は補助対象がけ地に隣接する被災宅地等若しくは被災宅地等に存ずる建物の所有者で補助対象がけ地の所有者から同条第1項各号に掲げる事項について委任を受けた者（工事施工業者を除く。）をいう。
- (2) 市税の滞納がない者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））であるとき。
- (2) 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(共有者の代表者)

第6条 共有の崩壊がけ地について、補助金の交付を受けようとする場合は、共有者は、次に掲げる事項について共有者全員から委任を受けた共有者又は共有の崩壊がけ地に隣接する被災宅地等若しくは当該被災宅地等に存ずる建物の所有者を共有の代表者として選任するものとする。

- (1) 補助対象工事の施工に関する事項
- (2) 補助金の交付申請及び受領に関する事項

2 前項の場合において、共有者全員からの委任を受けられず、共有者の一部の者から委任を受けた者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為の範囲内で共有者の代表者とみなす。

(1) 共有者の持分の過半数の者から委任を受けた場合 民法（明治29年法律第89号）第252条の管理に関する行為

(2) 共有者の持分の過半数に満たない者から委任を受けた場合 民法第252条ただし書の保存行為

(補助対象工事)

第7条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象がけ地を復旧する工事（この要綱の施行日前に着手し、又は完了した工事を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法面保護に係る工事

(2) 擁壁の設置及び補強に係る工事（既存擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設等の設置工事を含む。）

(3) 前号に掲げるもののほか、宅地の安全性の回復に市長が必要と認めるもの。

2 災害発生時から第3条に規定する補助対象災害となるための激甚^{じん}指定を受ける間に、実施された前項各号に該当する工事は、補助対象工事とする。

3 補助対象工事は、補助対象者が行う補助対象がけ地の復旧工事であって、市内に本店を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者で、第5条第2項の各号に該当しない者（以下「市内施工業者」という。）に請け負わせる工事とする。ただし、市内施工業者において、補助対象工事を行うことが困難な場合は、この限りでない。

4 補助対象工事費は、設計費用等を含むものとする。

5 補助対象工事は、第10条の補助金交付決定を受けた日から1年以内に完了するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 災害発生時に法人が所有するがけ地の復旧工事
- (2) 既に大牟田市がけ地等復旧補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）及び本要綱に基づく補助金の交付を受けて、工事を行った範囲における復旧工事
- (3) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の他の補助事業の対象となるがけ地の復旧工事
- (4) 補助対象工事の施工に係る費用が10万円を超えない工事
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第1項に基づく移転勧告を受けている被災宅地等における工事
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく命令、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第14条第1項から第3項までの規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項に基づく監督処分を受けている被災宅地等における工事
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）又は農地法（昭和27年法律第229号）による規定に違反している土地その他関係法令に違反している被災宅地等の工事
- (8) 前号に掲げるもののほか、被災宅地等に適用される法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長等が行った指示等に違反した補助対象者が行う工事

（補助金の交付及び額）

第8条 市長は、補助対象者が補助対象工事を実施するときは、当該工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費のうち市長が必要と認める額の100分の50に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、200万円を限度とする。

3 市長は、申請された補助対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を補助対象経費として補助金の額を決定するものとする。

4 土地所有者が異なる一連のがけ地について、当該がけ地の所有者が共同して補助対象工事を施工する場合は、各々が補助対象者となり、各々が負担すべき経費を、補助

対象経費とする。

5 補助対象災害の発生以後に、土地の分筆により生じた土地所有者の異なるがけ地は、分筆以前の土地の状況に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象災害が激甚^{じん}災害の指定を受けた日から9月以内に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象がけ地が存する土地の土地登記全部事項証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。未登記の場合にあっては、固定資産税土地台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
- (3) 補助対象がけ地が存する土地の公図(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 補助対象がけ地に相続が発生している場合は、補助対象者が相続人であることを証する戸籍謄本等の書類
- (5) 補助対象災害に伴う被災であると確認できる資料
- (6) 被災宅地等の被災状況を確認できる被災写真等の資料
- (7) 工事施工図(計画平面図、断面図及び構造図)
- (8) 工事見積書又は請求書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)
- (9) 市税納付状況調査承諾書(様式第2号)
- (10) 補助金の交付を申請しようとする補助対象者と補助対象がけ地の所有者(共有者を除く。)が同一人でない場合は、復旧工事施工同意書(様式第3号)
- (11) 第6条第1項に規定する共有者の代表者(同条第2項において共有者の代表者とみなされる者を含む。)が補助金の交付申請を行う場合は、同条第1項各号の事項に係る委任状
- (12) 申請時に補助対象工事が完了している場合にあっては、補助対象工事の完了写真(着工前、竣工、施工状況及び出来形寸法が確認できるものに限る。)
- (13) 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書(様式第4号)
- (14) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、補助対象工事の目的及び内容により、前項の添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により前条の申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、申請の取下げを行う場合は、補助金交付申請取下げ書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象工事を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象工事の施工にあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関連する法令を遵守すること。
- (5) その他市長が特に必要があると認める条件

2 前項の規定により付する条件には、補助対象工事の完了後においても従うべき条件を含むものとする。

(申請内容の変更等)

第13条 補助事業者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする場合は、補助金交付申請変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提

出するものとする。

2 前項の規定による変更の申請には、変更の内容が分かる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 第5条第2項各号及び第7条第6項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （4） 前3号のほか補助対象工事に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （5） 第11条第2項の規定による申請の取り下げがあったとき。
- （6） その他この要綱又はこの要綱に基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告又は調査）

第15条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助対象工事の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（補助対象工事の遂行等の命令）

第16条 市長は、補助対象工事が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助対象工事を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助対象工事の遂行の一時停止を命ずることができる。

（完了報告書）

第17条 補助事業者は、補助対象工事が完了したとき（補助対象工事の廃止の承認を受けたときを除く。）は、補助対象工事完了の日（補助金の交付決定通知書受領時において既に補助対象工事が完了しているときは、第10条の交付決定通知書を受領した日）から、起算して14日以内に工事完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事の完了写真（着工前、竣工、施工状況及び出来形寸法が確認できるもの）
- (2) 補助対象工事の代金領収書の写し（施工業者に工事代金の支払いが完了していない場合においては、補助対象工事の請求書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。））
- (3) その他市長が特に必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第18条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、関係書類及び現地の検査を実施するものとし、当該検査の結果、適正であると認める場合は、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象工事について、これに適合させるための措置を補助事業者に対して命ずるものとする。

2 第17条の規定は、前項の規定に従って行う補助対象工事について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第20条 補助事業者は、第18条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して14日以内に補助金交付請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（工事代金支払いの報告）

第21条 補助事業者は、前条の補助金の交付を受けた後に施工業者へ工事代金を支払

う場合は、支払い完了後、14日以内に補助対象工事の代金領収書の写しを市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第14条に規定する補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第13号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚^{じん}災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和3年10月1日政令第279号)により激甚^{じん}災害として指定がなされた災害(以下「令和3年8月豪雨災害」という。)以後に発生した災害に適用する。
- 3 令和3年8月豪雨災害により、第9条の交付申請を行う場合の第9条第1項の適用については、同項中「補助対象災害が激甚^{じん}災害の指定を受けた日」とあるのは「本要綱の施行の日」と読み替えるものとする。